

第35回長野県景観審議会議事録

平成17年(2005年)2月16日(水)
午後1時30分から3時40分まで
長野ホテル犀北館(長野市)南館2階サロン

1 日時 平成17年(2005年)2月16日(水)午後1時30分から

2 場所 長野ホテル犀北館南館2階サロン

3 出席者

(1) 審議会委員(敬称略)

市川美季 情報誌「Nao」「KURA」編集長

出澤潔 一級建築士 県建築士会総務委員長、元(社)日本建築家協会長野クラブ会長

勝山敏雄 一級建築士 前長野市総合計画審議会委員

唐沢彦三 国土交通省選定「観光カリスマ」 元長野県町村会長 元小布施町長

木下徳康 写真家 日本写真家協会会員

久米えみ 一級建築士 県建築士会女性委員会委員長

小坂保司 県広告美術塗装業協同組合連合会会長 (株)電弘代表取締役会長

小松郁俊 諏訪市まちづくり推進会議幹事長 小松内科クリニック院長

関邦則 一級建築士 善光寺街づくり会議アドバイザー

滝澤かね子 環境デザイナー インテリアコーディネーター

藤居良夫 信州大学工学部助教授(社会開発工学科建設システム工学)

(2) 長野県

植松作雄 住宅部建築管理課長、小林良文 企画局企画課長、

井澤一夫 住宅部住宅課長、甲田真幸 住宅部建管理課企画幹、

中澤宏 住宅部建築管理課企画幹兼景観係長 他

4 資料

(1) 景観法の概要(平成17年1月国土交通省都市・地域整備局 都市計画課)

(2) 景観計画と景観法委任条例(景観条例の見直し)との関係

(3) 景観法に基づく景観計画への移行イメージ

(4) 景観育成に関するアンケートの概要

(5) 景観法運用指針

(6) 景観法・政省令三段表

(7) 景観計画策定事業(平成17年度予算案)

(参考資料)

持続可能な景色と「景観法」 (樋口忠彦委員提供)

以下議事要旨

1 開会(司会 甲田企画幹)

それでは、大変お待たせいたしました。ただ今から長野県景観審議会を開会いたします。本日進行を務めさせていただきます建築管理課企画幹の甲田でございます。よろしくお願いいたします

たします。はじめに植松建築管理課長からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

(植松建築管理課長)

本日は、景観審議会を開催したところ、委員の皆様におかれましてはご多用中、ご出席をいただきありがとうございます。また、平素より県の景観行政に対しまして、御理解、御協力をいただいておりますことにこの場をお借りしまして厚く感謝申し上げます。

本日、住宅部長からごあいさつ申し上げるところですが、県議会の開会と重なってしまいましたので、本日の県議会が終了次第出席させていただく予定です。

さて、前回の景観審議会では、事務局より景観法の概要や景観計画、景観法の委任条例の内容、長野県の景観の現況などについて説明申し上げ、委員の皆様からはそれぞれのお立場から貴重なご意見をいただいたところでございます。景観法につきましては、昨年12月17日に施行いたしまして合わせて、関係省令が告示、施行され、さらに運用指針が出されております。

本日は、前回の委員の皆様からのご意見や関係法令等を踏まえまして、景観計画の考え方や方向性についてお示ししましたので、審議を賜りたいと思います。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願いいたします。あいまさつとさせていただきます。

(司会 甲田企画幹)

どうもありがとうございました。それではこれから会議に入ります。本日の会議は委員15名のところ10名の方がご出席されております。(市川委員は途中出席。)長野県景観条例第24条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告します。

これからの審議会の進行は、景観条例第24条第1項の規定により、会長さんをお願いすることとされています。唐沢会長さんよろしく願いいたします。

(唐沢会長)

景観審議会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様におかれましては、大変ご多忙のところ、ご出席をいただき厚くお礼申し上げます。前回11月30日の審議会では、事務局から景観法の概要や景観計画と委任条例との関係、長野県の景観の現況などについて説明があり、委員の皆様から景観法に基づく景観計画、県の条例のあり方について様々なご意見をいただいたところでございます。

本日は、前回の事務局からの提案により、景観計画の様々な方法、考え方を提示して、これについて審議をいただくことになっております。また、景観法の運用方針等も出されたようでございますので、これについても事務局から説明があります。

景観につきましては、市町村でもたいへん意識は高まっており、景観法が制定されたことから条例の制定や改正など、独自の景観施策を検討されているところも多いわけでございます。その意味でも県の景観施策、計画の策定や条例の制定は慎重でありながらも、効

率よく行ってもらわなければならないと思っております。

有意義な会議となりますよう、ご協力をお願いしてあいさついたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名は勝山委員さんと木下委員さんをお願いいたします。

それでは、会議事項（１）の「景観計画の策定及び景観法委任条例の制定について」を議題といたします。事務局から資料の説明をお願いします。

3 議事・質疑

（中澤企画幹兼景観係長）

資料 1～7 について説明

（唐沢会長）

はいそれでは、景観法の概要につきましてと続きまして長野県の今後の景観条例の見直しについて説明があったわけですが、これからご質問を含めてですね、委員の皆さん方からご意見をお伺いしたいと思います。ある方からどうぞ。

（出澤委員）

質問させていただきますが、先ほどのご説明の中で、現在考えているのは景観計画を全県にというお話しがあったかと思えます。ステップアップしながら徐々に、地域の市町村の賛同を得ながら景観行政団体を作っていくということですが、現状、一律ということになりますと、景観の形成に係る方針はやはり一律のような形になりますでしょうか。

（中澤企画幹）

現在のところ、都市部ですとか、田園地域、沿道について等々と書いてあります。これも今後の方針なんですけど、部分ごとに目指していくもの、それから前回資料としてお出ししたんですけど、長野県の景観の骨格がございますね。流域とか、そういうような広域的な部分については、どのような方針でいくということをやりたい込まないと、長野県が全くこの地域でも同じになってしまうので、その意味で方針なりは必要だとは思いますが。

（出澤委員）

県下一律ということになると、そういった行為についてもある意味一体とならざるを得ないと思うんですね。国の基本理念の中に景観を保全するだけでなく、これからの景観を作っていくということも理念の中にあると思います。で先ほど説明のありました県下のアンケートを読ませていただいたんですけど、私、前から感じていることですが、景観というものにノスタルジック的な部分が多くて、今日ご質問しようと思ったんですけど、樋口先生お見えになっていないんで参考資料として頂いている中に、景色というものがあって、景観というものをもう少し説明いただければと思ったんですけど、今日お顔が見えなくて残念なんですけど、どちらかという景観という問題が、景色というか人の生活を離れた部分の景観ということにどうも向けられているというふうに、私の個人的な感じかも知れませんが、これからの新しい景観を創っていくというときに、具体的に言いますと、屋根は傾斜を

つけなければならないとか、色はこんな色とか、これからの新しい景観にどう結びついていくのかなと懸念を感じますので、形態とか色彩とか、非常に難しい問題なんで、理念をきちっと出してその中で評価をどうするか、その評価システムを作った方が受け入れられ易いというか、これからの新しい景観づくりに対応できるのかなと。今までのように屋根は傾斜をつけなければいけないとか、一方的な形態制限というのはちょっとどうかなって感じますので、その辺についてどうお考えになっているのかと思います。

もう一つ付け加えますと、この基本理念の中にもあるんですが、景観に対する啓もうが非常に大事だと書いてあるんですが、これからの景観については、一番大事なのは前からお話ししていることとダブりますが、地域の皆さんの景観に対する啓もうが置いていかれますと、全くの単なる法律になってしまうので、少し強く打ち出させていただきながら、地域の皆さんが自分達の景観をどうしていくのかということ、この辺を打ち出すことによって新しい景観をどう創り上げていくかがついていくような気がしてしまっていて、その辺のところを要望という形になるんでしょうかね。

(中澤企画幹)

現時点では、方針についての具体的なものがなくて恐縮なんですけど、委員さんおっしゃった中で、これまでの景観の方針というのは、物的な部分が主だったので前回風景育成条例の提案の中にもあったわけですが、いかに五感に反映するかという部分、琴線に届く部分を長野県としては考えているというところですね。基本的にはそういうところをしっかりとりたい込んでいく必要があるかなと思いますし、また委員さんがかねてからご提案いただいている景観教育的なことは景観の施策の柱としては、こういうことを今後目指していきたい。景観審議会から答申いただいたような柱となる部分は、施策の柱としてうたい上げて今後事業展開、あるいは市町村で活用していただくといいますが、市町村で展開していただく上で参考になるように盛り込んでいく必要があるかなと今のところ考えています。

(唐沢会長)

よろしゅうございますか。他に、はいどうぞ。

(小坂委員)

先ほどの説明の中でね、画一的ということをご説明されましたよね。考えてみますと各市町村に最終的には委譲すると、権限が委任になっているわけですね。そうしたときに一つは各市町村の地域性といいたいまいしょうかね、らしさというものを出すということが大事だと思いますね。もう一つは、一つのメーカーが広範囲にいくつかの所へ、一つの町なら町、市なら市ではなくて、広範囲にご商売なさっている方がいるわけですね。こういう中で、実際の具体的な話になりますけどね、画一的な部分とらしさという部分をどういうふうに調和させていくか、非常に大きな課題のような気がするんですね。ですから、実際やっていく立場から見るとね、非常に仕事がやりにくくなる、各市町村が違った中身だと非常にやる立場としては大変だと思うんですね。その辺で県の方で指導されていくんでしょうが、

長野県の場合、各市町村と協議をしながらおやりになるのでしょうか、その辺のお考えを聞かせていただければありがたいんですが。

(中澤企画幹)

委員さんおっしゃった画一性と独自性のバランスといいますが、非常に難しい点だと思うんですが、この景観法の骨子の中でご説明させていただいたんですが、ある市町村が景観行政団体となって施策を行っていく場合に、他の市町村と全くかけ離れたものを作っていくということは景観法では望んでいない。やはり、これまで広域的にやってきた綿々と連なった上での連続性や他の地域との関係、そういうものを踏まえた上でのらしさということだと思いますので、全くA市、B市あったときに違うということになった場合、それは私共、協議を受けたときにそうはいてもいかがでしょうかと、地域として、まとまりとしていかがでしょうか、と申し上げざるを得ない場合もあると思うんですが。

(小坂委員)

難しいことであると思うんですが、そのために協議会とかそういうものを作って連携をしっかりとって同じルートとか河川とか例にされましてね、説明されておられますけれども、その辺のメリハリがね、非常に大事になると思うんですね。この辺を無視して市町村へというだけということにはならないという気がしますものですから。その辺の配慮は一つ十分中に織り込んでいただければありがたいと思うんですね。

もう一つは今ご説明のありましたように、独自性、らしさというものを主張して出していかなければ魅力ある景観行政ができないということになりますね。その辺の調和を難しいとは思いますが十分配慮いただきたいと思いますが。

(中澤企画幹)

小坂委員さんおっしゃった景観協議会という点も従来、私共法律を読むと景観計画の区域の中にできるようなイメージだったんですが、運用指針等を見ると複数作ってもいいし、一つの景観行政団体が他の区域の協議会に入ってもかまわない、他の景観区域との連携を図っていかなければなりませんし、内容によっては協議会をいくつか作っていかなければならないと想定していると承っております。

(唐沢会長)

はい、他にありましたら。はいどうぞ。

(小松委員)

小松ですが。今一番引っ掛かっているのは、この審議会は長野県全域ですね。もともと景観協議会というものは狭い区域を対象としたものなんで、長野県が全部になるとそこに景観協議会ができたときに、もし一つということになると、この景観審議会と景観協議会の関係はどういうものになるのか非常に分りにくくなるんじゃないか、ということが一つ心配でした。従ってもし景観計画を長野県全体にかけるとするならば景観協議会というもの長野県の中にある立場は、どういう、広域ごとにするのかその辺をある程度考えて作っておかないと、長野県全体が景観計画区域になると、一つの景観協議会ができるという

ことになると、ここでルールづくりをするというのが法律の趣旨ですので、景観審議会がやるのがなくなってしまう可能性があると思いますので、その辺を順序立てて作っておくことが重要なのではないかと感じていますので、その辺を一つお願いしたいということです。

もう一つは鶏と卵の関係になるんですが、景観計画というものなんですが、これはともかくある程度国、そして次に県が作らないと各市町村がそれに沿って現実には景観計画を作るとというのが趣旨だと思うので、ある意味景観計画は早く作っていくということがされない、各市町村の範囲での景観計画というものの自体が、作るときに作れなくなってしまうということになりますので、私としては、長野県の景観計画というものは、できるだけ早く作っていくということが大変必要ではないかと思っています。

ただ、景観計画を作るときに何がいい景観かということに関して、ということを作るのが景観計画なんですが、それは、まだ国の裁判の段階でも定まってないという状況なので難しいんじゃないかと思うんですけども、ある程度の大幅な範囲の中での、こういうものがあつた方がいいという中で、私たちは景観計画を作っていくって長野県全体に呼びかけていくということがこれから一番必要なのではないかと考えております。以上です。

(中澤企画幹)

ただ今小松委員さんから二点ご指摘いただいたわけですが、まず一点目のですね、景観審議会と景観協議会の関係なんですが、景観協議会は法律上にうたわれていまして、関係住民、公共施設の管理者などが協議を行って景観に関するルールづくりを行っていくということだと理解しています。

それに対しまして、景観審議会は正にこの場でして、今後の景観計画をどうしていくかとか、そういうもっと大きな方向性という部門の違いがあろうかなと思います。それから景観協議会というものも全県一つというよりも、先ほど申し上げた意味合いでいくと今も県の地方事務所単位に景観推進会議というものを作っておりますので、県は一つだから一つの景観協議会でいいというよりも、地域ごとに景観協議会を作って、上手に発展させていった方がいいかなと思っているところでございます。これが一点目でございます。

二点目ですが、小松委員さんおっしゃったことと私共の思いも同じなんですが、まだ長野県の市町村では県がどういう形で臨むか分からないと動き出せないということ、あるいは合併を控えていてね、なんて話があるんですが、そういう意味合いもありまして、できるだけ早く県としての方針ですね、これもステップアップしながらですので、フル装備でやるといつまで経っても長野県が見えてこないということになりますので、県の方針を示す意味合いでも景観法に移行する景観計画をお見せして、動いていっていただく、そういう方向をとっていったらと思ひまして、できることなら今後ご審議を重ねる中で来年度の中ごろを目途に方向性を示し、これによって今度は市町村の皆さんに動いていってもらうような形をとっていけないかなと思ひしているところでございます。

(唐沢会長)

よろしゅうございますかね。今のお話聞いてですね、非常にこのアンケートにもあるように景観行政団体と回答した市町村が18しかないんですね。景観法ができて昨年の6月から随分経っているんですけども、市町村がほとんど理解をされていないじゃないかと思えますね。大体担当職員がこれをほとんど理解されていないと、どうしたらいいかなという考え方だけは持っているんじゃないかと思うんですよ。そんな中でやっぱり、今小松委員さんが言われましたように、できるだけ早い機会に現地であり第一線である市町村に説明をすべきだと思います。説明をやるときに、法律の説明だけだと市町村は何をやっていいのか分からない、というのもまた現実だと思うんですね。もう一つ考えると条例を作らなければいけないと、長野県でね、条例を作ることが先なのか、要するに指針というか施策を作ることが先なのか、計画はじゃあいつ作るのかというものです。ある程度明確にして一つの方向性を示した上で説明していかないと、話を聞いている市町村もまだ当分だなという感じだけで残っちゃうんじゃないかなと思います。その辺も是非配慮をいただきたいと思います。

他にございましたら。はいどうぞ。

(関委員)

今のご意見とも若干つながりがあると思うんですけども、法律、条例ということで、この資料の中でも設定とか指定とかですね、そういった言葉が出てくるわけですけども、行政ということも分りますけれども、指定をしていくに当たって例えば住民に対してどういう説明があってですね、同意が必要なのか必要でないのか私は分りませんが、その辺の手続き的な話が、少し先走った質問なのかも知れませんが、どうなるのか教えていただければありがたいというのが一つ。

もう一つ、今の説明、前回の説明も含めて思っているんですが、景観法というのはとても大事な法律だというふうに思っているんですが、法律だとか、他の条例だとかそういったものとの関係といいますか、例えばいい景観を作ろうと言っている一方で、都市計画法ですとか容積率だとか、高度地区だとかですね、非常にこの集約的に土地利用が可能な部分があったり、ないしは建築基準法で斜線制限があったり、この中なら目一杯使ってもいいよという形の法律があったり、そういったものとの齟齬になるのか、具体的に突っ込んで考えたことことがないので分りませんが、そういった部分ですね、景観法の法律の中ででの格付けみたいなものがあるのかどうか分りませんが、そういった矛盾が出た場合、どうするのか出ないようにしていきたいという部分も含めて、思っています。

もうちょっと法律を離れたところでいうと、規制とか制限とかとらえていった場合の発想ですけども、土地に対する例えば税金の問題ですとかそういった部分で、メリットなんて言い方もあまりしたくないんですけども、いい景観を作っていくことが促進されるようなサポートする仕組みとでもいいですか、そういった景観がいいと言っているだけじゃなくて、そういうものをし易くしてあげる、そういった部分での連携プレーみたいなものが考えられないかなと、非常に強く思っているんですね。そういったところで、もし何

かお考えがあればお聞かせ頂きたいし、今のところないということであれば将来のことも含めて是非検討いただきたいと思います。以上です。

(中澤企画幹)

関委員さんからご指摘のありました二点でございますが、この国からの資料の、まず最初に恐縮ですが21番をお開き頂きたいと思いますが、21番に景観計画の策定手続というものがございまして、実はこの景観計画というのは様々なハードルを越えていかなければできないという形になっております。公聴会の開催等住民の意見を反映させるための措置を講ずるということで、少なくとも法律に基づいた公聴会、あるいは今、私の段階ですけれども、各地域ごとでの県民の方のご意見を聴くような場面が必要ではないかなというふうに思っております。それから先ほど申し上げた審議会は当然のことでございますが、関係市町村もそういう形でありますので、いかがですかということをお聴きしてまいります。ある程度素案の段階が出ましたら、お諮りをして、意見を頂いて中身を精査していくという段取りで進めていきたいと考えておるわけです。ですので、今回は十分ご意見をお聴きした上で、次回はもう少し形になるような目に見える形のもので景観計画の素案が素々案か、ちょっとまだ分かりませんが、そういう形で具体的にご審議頂きたいなど。そこでご審議頂いて、ある程度方向性が出たら、それを基にご意見を聴くような段取りに持って行って最終的にまた景観審議会で最終案というような形で頂戴していくような場面ですね、そのような形でステップで進めて行けたらと思っているのが一点でございます。

それから、もう一つが恐縮ですが14番をめくって頂きたいんですが、ここに「総合性の確保と関連する制度との連携」というのがありますが、実はこの景観法の直接の所管は国交省でして、たまたま県は住宅部建築管理課の私共、景観係でございますが、私共だけで頑張っても景観施策が展開できて世の中が美しくなるわけではないので、関係する法律や施策があるわけでございます。ここにあるだけでも一体的に検討する必要がある施策ということで、都市計画からはじまりまして多々関係するものがあるわけです。特に今回の中では、公共施設の取組みも非常に大事だと言われておりますし、建築基準法、それから文化的景観もしっかりやっていかなければならないということございまして、実は私共庁内でも連携をしっかりやっていかなければならないという考えに立ちまして、一昨日、この審議会でもお諮りするということがありましたので、庁内の法律上関係する課に集まって頂いて景観法の仕組みをご説明して意見交換を致しました。

ですから、今後も私共だけではできないので、庁内一体的な形で推進していくべく行ってまいりたいと思っておりますし、地域レベルでもその辺を訴えてまいりたいと、こんなふうに考えているところでございます。

(唐沢会長)

それから今の質問で、税制上の優遇措置があるのかとか、財政上の優遇措置もあるわけでしょう。

(中澤企画幹)

税制上は、景観重要建造物になった時は優遇措置がありますし、事業としてもちょっとまだはっきり分らないんですが、資料の後段の方にありますが、今後様々な公共事業をやった上で、景観計画区域でやる事業というふうにいるいろいろ変わってくると思います。ですんで、そういう意味合いでもそこを想定して景観計画区域という形の方針を持っていた方が、事業の展開がしやすくなる点はあるかなと承っておりますが。

(唐沢会長)

はいどうぞ。

(小坂委員)

今のお話の説明のなかでもね、非常に難しいし、広範囲にまたがりますね。それから各市町村、さっき会長さんおっしゃったんですけれども、各市町村によっては温度差があるんだと思いますね。それから優先順位もちょっと違うんじゃないでしょうかね。今市町村の財政も苦しいでしょうし、取り組まれる職員の問題等々もございましょうし、なかなか大変だろうと思いますね。委任していく上で、今小松さんおっしゃったんですけれども、早く、これも非常に大事なことです。同時に方向性がしっかりね、ある程度、それを見て分るような内容でないと、各市町村に全部1からスタートしてやりなさいといっても難しいだろうと思いますね。そういうことを踏まえて県の方でもできるだけ指導をする上ではね、ガイドラインというものがいいんかどうかわかりませんが、それについての方向性については、分かりやすいものを早くお作り頂いて周知徹底していくと、また市町村で取り組んでもらうとそういう方向が大事だと思いますが。

私共、この審議会としては、私共の立場、どういう立場で審議していくのがいいのか、全くなかなか雲をつかむような話も一部感じます。そこで県のご方針を、これからどういうふうにな、順序として、景観審議会、こういう方向でね、いつごろどういう形でまとめしていくとか、どういう方向でいくのかということが分りましたら教えていただければ、多少具体的に分るような気がするんですが。

(唐沢会長)

はいどうぞ。

(中澤企画幹)

本当はその辺をしっかりとご説明しなければいけなかったんですが、私共、国の運用指針や政省令が出たところなもので、なかなかそこまで県としての案をまとめられない状態にあったんですが、本日こういう資料2、資料3というおおよその方向性としてはこういう方向性でよろしいんじゃないかということであればですね、次回は形式的には諮問という形で申し上げるのがいいのか、検討したいと思うんですが。もうちょっと具体的な文言として、形としてこんなふうなものを景観計画、景観条例の案として考えたいかがでしょうかという形で次回はご意見をお聞かせ頂ければと思っております。その次回というのはいつかまだちょっと考えていないんですが、来年度中頃を目標とするならば、少なくとも5～6月にそういう素案をお示ししたり、8～9月にさらに練ったものについてのご判

断をいただきたいと、というような段取りでは考えていきたいと思っておりますので、そういうことでご指導を賜わりたいと思っています。

(唐沢会長)

はい、どうぞ。

(小松委員)

景観法を遵守して私たちがやっていくときに、内容を景観審議会でもイメージして作っていくかということに関して、実際、私は諏訪の方で景観計画とか景観条例とか全部作っていったんですけれども、現実には景観計画というのでおおよそのイメージを皆さんの叩き台になるものがないと、なかなか議論できないものですから、やはりある程度の文言が入る景観計画で、このようなイメージというのがある程度浮んでくると、具体的に審議できるんじゃないかなという気がしますので、そういったアウトラインとして、最初にあまり細かいものでもいいから出して頂いて、そこから審議をしながら作っていくという事が一番いい方法ではないかなと思います。ですから、そういった点では、びっちりしたものではなくて、結構ですので、私たちにそれを教えていただいて、その中から景観計画を作る中でやっていくということによってできるんじゃないかと私は思います。

そして、その景観計画を作るときになんですが、私たちが一番揉めたのは、景観は都市計画なんかと違って視点をどこに見るかというのが、一番難しくなってくるんですね。例えば諏訪湖畔にマンションができるっていう話があったんですが、じゃあ諏訪湖畔のどこに立った時に視野を遮るかという、諏訪湖の対岸ですと全然関係なくなっちゃうんですが、諏訪湖の岸から見ると非常に遮るんだとか、そういう視点が非常に問題になってくるんですね、景観っていうときに。ですから、私たちがこれから考えていくときに、地面を歩きながらどういうふうにしたときに必要なんだと、あるいは眺望というものを遠くから、山の上から見た景色というものを、ある程度頭の中で分けしながら考えていかないといけないんじゃないかという、私たちの大きな反省点でしたので、そういう泥沼に入らないように、是非やって頂きたいと私は思っています。以上です。

(唐沢会長)

はい。

(関委員)

今、眺望とか視点とかいう話が出たので思うんですけど、この資料を見させていただいてもエリアとか範囲とかという言い方になっていきますね。非常に面的なとらえ方なんですけど、私たちは通常街並みと言って、こちらの条例でいえば沿道とかそういうことになるんでしょうけど、そういう線の発想だろうと。よく考えてみれば今小松さんおっしゃるように、景観っていうのは自分の目を見たときにどう視野に入ってくるかという点の発想というのが、一番根幹にあると思うんですね。わりとどこでもそういう点から見た景観というとらえ方をしているところは、比較的少ないんですけれども、たまたまこの間金沢市のお話を聞いたら、金沢市では眺望景観の条例をお持ちになっているんですね。これ

は山の上から見たということではなくて、例えば金沢の場合だったら、犀川と浅野川という川があるんですけども、川から見たときに視野に高層のビルが入ってこないようにとある程度ポイントを定めてやっておられるという話を聞きました。で、長野県にそれを単純に置き換えることができるかどうか知りませんが、やっぱり点から見た景観がどうかって言うことがですね、どこかにないと、面だけ、空から見たということではなくて、人間の目から見たときの景観という部分が、何かこぼれてしまうかなという、ちょっとそんな気が最近していて、素案とか素々案をお見せ頂けると言うことですが、何か片隅にでもそういうものを盛り込んでいただければいいなというふうに思いました。以上です。

(唐沢会長)

はい、ありがとうございました。はいどうぞ。

(中澤企画幹)

確かに両委員さんおっしゃった点も、実は私も法律を読んだときに気になった点なんです、資料1の17番をご覧頂きたいと思うんですが、この眺望に関する見解というのが実は出ていなかったんですが、景観計画の要件の1のところをご覧いただきたいんですが、「都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域」と書いてありまして、運用指針で初めて「一体となって」という部分について、二番目ですが「例えば、都市の周辺にある眺望可能な場所とか、眺望する際の背景となる」云々ということで、こういう一体という意味合いで眺望点も考えなさいというようなことが運用指針の考え方かなと思いますので、この辺も私共参考にしてまいりる必要があるかなと思っております。

それから今小松委員さんからお話があった点で、そういう意味合いでなかなか形がないと委員さんの議論を深めて頂くのが難しいと思いますので、次回はこういう考え方というような素案の段階と思いますが、景観計画の具体的な素案をお示ししてご議論頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

(唐沢会長)

ここで約5分ほど休憩をいたします。

(休憩)

それでは再開いたします。まだご発言になっていない委員さんもおられますが。

はいどうぞ。

(滝澤委員)

滝澤です。景観法ということで、新たに仕切り直しということで、私は専門としている色彩のことで今日は一言申し上げたいなと思って来ました。市民運動をいたしたり、景観条例ができてくるときに色彩のことで行政の方にお教えしたりということは、ちょっとおこがましいんですが、そんなことをさせて頂いて来たわけなんです、ここにも委託料の中で色彩ということがあったり、また、樋口先生の文章にも色彩という言葉があったりと

ということで、景観というところでは非常に色彩は大きなウエイトを占めてくることがある訳なんですけれども、一番今までやってきて困ったのは、行政の担当者の方々に色彩の知識がない、分らないということが非常に多くありましてですね、現場の設計上の方々が云々、何が云々ということで、大規模行為何でやっていったとき、行政の方々が今度罰則規定が出でくるんで、余計に申し上げているんですけども、色彩の明度、彩度、色相というものが何であるか、っていう事自体もお分りにならない方が現場で担当者ということが非常に多いんですね。これが具体的に動いていく上で非常に、学校の勉強で遅れてる分野ですから知らないのを責めている訳ではないんですが、ここで仕切り直しということで、やはりそのところをもっと考えて頂きたい。現場の担当者の方ももっと勉強していただきたいというのが一つと。

色彩といったものは、街のイメージを作ったりとか、おじいちゃんから小さな子供さんまで、この景観法の趣旨としている NPO を活用したりとか、住民としてもっと参加していきながら、景観行政を補っていかうという、一番地方分権のその辺のところなんですけれども、そういったところで、色彩というのは非常に引付ける、寄ってらっしゃいよという魅力のある部分のところなんですよね。都市計画法では何々というのではなくて、これを見たときにどっちが素敵とか、こんなイメージに持っていきたいのっていうところで、分り易い、引き込み易い、つまり住民の方々の景観行政に引っ張り込んでくるのに非常にいい窓口であるわけなんですよ。ていうことも含めてですね、これからより一層住民参加型の景観行政にもっていかなければ成功しないと考えていないので、そんな意味合いからも、色彩、環境色彩のところをもっともっと考えて頂きたいなど、重要に考えて頂きたいなどと思います。いわゆる色彩の方でいうと、創造、新たなものをこれから創り出していくときも、どんな方法で色彩を使っていったら、こんなまちづくりになっていきますよという、ある程度のことが発表されています。それから、保存とか、古いものを残していくときにどういう色彩にしていったらよいかということも発表されていることなので、是非活用して頂きたいと思います。

それから、この委託料のところですね、既存建物の高さ、色彩、形態等の現況調査ということで、三つ書かれていますが、どういった調査をするかということを知っているわけではなくて、この調査したものを活用させていくまでの間、高さもそうですし、形態なんかそうですけど、色彩なんか非常に難しいですね。で、より具体的に言いますとこの辺のところ、より住民の方が A の地区の所に皆の意見を出し合って、こんなイメージにしていましようということになったときに、じゃあ具体的にはどんな色を使っていくんだっていうところが難しい手法というか、やり方をしていけないと、いうことになってくるので調査といったところの予算額のところは分るんですけども、これを景観法の方に適合していったときにどう使っていくかということをもっとさらにプラス研究されて、その調査の方向性を見ていただきたいなど。これは要望です。

(唐沢会長)

景観計画について要望がありました。他にはどうですか。はいどうぞ。

(勝山委員)

勝山です。今皆さんのお話を聞きながら、非常に難しいと思ったのは、例えばある程度、視点から見た高さの景観であるとか、ある眺望であるとか、そういう視点に立った景観であるとか、自然の景観であるとか、この辺でいけば善光寺の街並みの景観であるとか、ある視点に立った景観を語っていくのは非常にミクロの話になって、県全体、県としての景観計画をそこまでまとめていくというのは、非常に難しいと思うんです。

例えば具体的にいうと、盛岡なんかだと盛岡城の部分から立ったときに岩木山が見えるんですけども、岩木山が見えるように高さ制限をかけているんですが、それは条例とか法の問題でなくて、ここに住んで設計をされている建築士の方々が個々にある程度規制をかけても施主の方に反発を買うだけでなかなかうまくいかないから、その設計やっている人達が協力して守っていきましようよって、ある程度法的な規制をかけない範囲の中でやって建物を低く抑えているとか、あるいは横須賀なんかだと、公園から海へ眺望をやって高さ制限をかけているみたいな、そういう景観の行政の仕方もあります。

この長野県全体でかける場合は、例えばそういう具体的なものを今後市町村に委ねていくような方向性を示すような、そういうまとめ方をしていくべきではないかと思います。前回の資料の中で景域の例みたいなことが書かれていて、そこでは善光寺平、佐久平、八ヶ岳、諏訪盆地、伊那谷とか全部で7つか8つに区域を分けているんですけども、全県でどういう方向性でやっていくのがいいのかっていうマスタープラン的な部分と、県でいうとエリアの中でどういう方向でもっていかという部分は、マスタープランの中に入れていくと。全県でなくて全県の中の地域の特性を持った部分の景観の方向性、その中に小さな町とか、歴史的な町とか含まれていれば、その点も含めて書けるんじゃないかなと思います。これに従って各市町村が例えば今諏訪市の話がありましたけれども、諏訪盆地、全体の中で例えば諏訪市がどういう方向にもっていかと、それに基づいて諏訪市が決めていくみたいな方向性にもっていけるんじゃないかなと思います。ですから、その辺を県の立場からやっていくときにどうやったらいいかと、一つはあと住民の意見をどういうふうに取り入れていくかっていうのは、県の景観計画の中で取り入れるのはちょっと無理なんで、そういうやり方をしていったらいいかということが書かれていくぐらいかなと。実際に景観法を運用して行って、かなり有効に使えるようになっていくのは、たぶん地域の町の中であるとか、そういう部分に入っていったときに生きてくるのかなと思っています。例えば景観法でいくと、今までの形態とか色彩とかそういう規制だけだったんですけども、例えば店の通りの色はどうするのかっていうのに含めて、ショーウィンドウの照明を何時から何時までつけましようとか、そういう規制までかけられてくるので、地域をある程度方向性が見えた人がいて、そういう人達を支援できていけばその街というのはすごく特色があるような、まあショーウィンドウを何時から何時までつけるというのは、住民の合意を得なければならぬんですけども、そういったところまで踏み込んである程度作

っていけるんで、何かその辺を生かしていったらいいかなと思います。以上です。

(唐沢会長)

はいどうぞ。

(出澤委員)

ちょっと視点が変わった意見になるかも知れませんが、この景観法の概要のですね、3番と4番。これを見て良好な景観形成の効果ということで、伊勢の場合、それから各地の観光地みたいになっちゃってるんですが、景観形成の効果ということが、まあこれどういう意図で2つの画面が出ているのか分かりませんが、私は景観形成の効果が結果的にこういった観光地になる、あるいはたくさんの方がいい場所だから行くということで、結果的にこうなるのかも知れませんが、やはりこの理念の中にあるように、良好な景観というのは資産であるという考え方に立ったときに、今勝山さんからお話がありましたけど、やはりもう少しなんて言うんでしょうね、身近な部分の自分達の環境をきれいにしていくという方面でこの景観という問題をとらえていかないと、何か作り上げた景観という形が、景観法ではないと思いますので、やっぱり国民共通の資産として、自分達の身の回りが今より美しくなるという形の方が、私は住民の皆さんに分かりやすく、とらえられやすいというふうに思って、あまり何ていうんですか大きく作り上げるという形、これは結果的にそうなるのかも知れませんが、私はそういう形で、さっき関委員さんからもお話がありましたように、やはり自分達の資産を作るには自分達の税金というんですか、自分達のお金を使って資産を作っていくという、その辺の価値の転換をしていかないと、どうもやっぱり、自分達の税金は自分達の資産作りに使っていくというふうに思っただければ、お金の使い道も違ってくるかなって思ったりするんですが。例えば自分達のゴミ一つなくしましょう、例えば道路の割れ目を少なくしましょう、ということから始めていかないと、作り上げる景観をあまり重要視しない方がいいのかな、とこんなふうに私は思っています。

(唐沢会長)

はいどうぞ。

(関委員)

勝山さんの方から、今私の申し上げたことに対するご意見だと思うんですけども、私も具体的にこの法律なり条例の中で、どの場所をどういう景観にしなきゃいけないというふうに訴えるということを思っているんじゃないかと、今まで面とか線とかという発想があったけれども、わりとスポットからの突詰めていけば景観の原点みたいな部分の発想がなかったんじゃないかと、いうふうに感じているんで、そういう理念は盛り込んでいただきたい、というふうに申し上げたつもりなので、そのようにご理解いただければと思います。

(唐沢会長)

はいどうぞ。

(藤居委員)

いくつかお聞きしたい点がありますのでよろしくお願いします。計画区域の指定は、先ほどご説明がありましたように、ステップ1から進めていくと、これは区域という形の指定ということですが、計画自体を当面どうするかということで、先ほどご説明がありましたように、必須事項と選択事項に分かれていましたんですが、県の計画の中は当然両方入れられることになるのか、当面から、ということと、重点地区という従来の内容がありましたんですが、これの調査の予算付けもあるようですけれども、その部分からいくつかの景観地区の形でもっていかれるのか、あるいは、先ほどだと景観地区に関しては都市計画法の地域地区の一つになりますんで、今回は、というか当面ははずされることになるのかどうか、ということだったんかと思えますけれども、それが一つ。

(中澤企画幹)

ただいま藤居委員さんからご指摘のあった点ですが、まず県で必須事項と任意事項、どこまで入れるのかということですが、計画ですので必須事項はもちろんこれ何らかの形で全部入れなければいけないと思いますが、選択事項はステップ1という段階ですので、中で選んで入れていく、例えば景観重要公共施設を最初の段階から入れるのはかなり難しいんじゃないかと思えます。これはかなり箇所付けのような形になってくると思えますので、ただ、中にはそういうことの方角性という意味合いでいれたらどうかと思うものもあるので、任意事項の中でもかなり選択して入れていく、あるいは行為の中でも最初はゆるやかな形でも選択して入れていく、という辺がまず最初の段階かなと思えます。それから次の段階で、もう少し層を厚くしていくとかですね、そういうふうを考えていったらどうかと思っています。

それから二点目の重点地域は、これまで実績がございますので引き継いでいくということで、それにつけても検証をして、今後のまた次のステップの参考にもなっていくので、そのための調査を行いたいと思っているんですが、それが必ずしも景観地区につながるかどうかは別だと思っています。景観地区というのはやはり市町村が都市計画の一つとして設定するものですので、かなり市町村のポリシーに関してくるものだと思いますので、参考にはいろいろなるかも知れませんが、この調査が即景観地区の調査に繋がっていくということではないと考えております。

(藤居委員)

よろしいですか。もう一つはですね、計画区域が県全体に当面考えられているというお話でしたんですが、このステップ1からステップ2という流れで順次市町村に移行できればというお話なんですけれども、やはり先ほど話がありましたが一応県としての計画のモデルみたいなものを示されないとなかなか見えないということもあるんですけれども、そういう場合、県が県全域を計画区域として計画を作る場合に、ステップ2にもありますが、各地域の特性を反映して計画に盛り込むというのはなかなか非常に難しく、きめ細かな計画というのは、やはりその後の市町村レベルでないと難しいのかなという気がしますね。それで、各市町村のレベルで、例えば従来もやられているかなと思うんですが、景

観の調査みたいな形をお願いするとか、各市町村で残したいものとかいいものとか、これは好ましくないものとか、そういうようなものをピックアップしていただくと、というような形で、市町村単位で調査して頂ければいいんじゃないかという気がしています。

それで関連しますけど、景観行政団体が幾つか段々と出てきたときに、計画の整合性が難しいというお話もありますね、まあそう思うんですけども、そこで広域的な視点で計画を作る必要があるということになってきますと、それをどうするかということがまた問題になるんじゃないかと、従来の都市計画法の都市計画区域の計画でしたら、市町村単独でもいいかなという気がするんですが、景観計画の場合ですとそれ以外に例えば白地部分とか農山村部分とか連たんしますので、広域性から考えればそのところが重要になるかなと、もう少し幾つかの地方ごととか、あるいは流域単位ごととか、というような形で計画を立てるかあるいは、検討を始めるということも必要なんじゃないかなと思いますね。

それから一つはですね、これはあの、今回の法律とか運用等には具体的には出てきていない部分なんですけれども、景観という言葉自体がですね、前回ランドシャフトという景域とかいう言い方に通ずるという話がありまして、いわゆる景観デザインと言われているような視覚的側面でお話が進んでいると思うんですけども、でもデザインの観点から幾つか、各いろんな分野によって言い方が違ったり、対象が違うわけですので、例えば建築とか都市計画から見るとアーバンデザインとか、造園、ランドスケープから見るとランドスケープデザインとか、自然景観、それから人口構造物、土木関係からだとしビックデザインと、それからもう一点この部分がないと思うんですけども、最近環境という重要なキーワードがあって、その部分から見るとエコロジカルなデザインという部分が今後は必要であろうというふうに思っているんですけども、その観点はどこかに検討の価値があるかというか、何か考えておられることがありましたら、ということです。

(中澤企画幹)

まだ十分にお答えできない点もあるんですが、第一点目のご指摘の本当に景観法をツールとして十分生かせるというのは、委員さんご指摘のとおり、基礎的な自治体でこれを使ったときに始めて全部こうフル稼働で生かせることであると思います。もしかすると長野県でやるのは方針等で、かなりマスタープラン的な性格を帯びざるを得ないかなという気がしています。

それから二点目での市町村の調査はアンケートをやりながら市町村での意識の喚起ということも含めて、行ったんですが、今後もまあ資産の列挙をしていただいたり、逆に調査をしていただきながら、景観法の認識を深めていただくようなことを考えてまいりたいなと思っています。

それから三点目の例えば流域における連携等ありますので、それは作るときに A 市と B 市は全く別々というよりはかなり近いところがある場合には、連携して作っていただく、そこに県として関らせて頂くといくようなことが大切であると思います。

四点目の、私も専門ではないのでよく存じてないですけども、今回の景観法の中で景

観の定義がないというのはまさにその辺のところだと思うんです。アプローチの仕方が建築のアプローチ、土木のアプローチそれから農村、環境のアプローチ、様々によってとらえ方の違いがあるという点で国の方では景観の定義は、法律の場合だいたい定義というのはあるんですが、ないというのはその辺にあるんだと思うんです。したがって私共いろんな機会に勉強等しているなかでは、アプローチの仕方によって手法は違うなというのは感じておりますが、今現時点では委員さんおっしゃった、時代ごとに違いがあると思うんですがどのアプローチということではなく、幅広く見ていきたいと思っております。

(唐沢会長)

はい、よろしゅうございますかね。他にございましたら。木下委員さん。

(木下委員)

今藤居先生言われていたエコロジカルな景観というのは。例を挙げていただくと分りやすいかなと思うんですが。

(藤居委員)

景観というのはランドスケープという英語があって、その日本語訳で景観というふうに使われてきていますよね。ドイツ語ではランドシャフトと言っておるんですが、英語のランドスケープと同じものをドイツ語で言えばです。それを日本語で訳す場合は前回ありましたように、景域という領域の形で呼んでいる場合が多いわけですね。ただその中は、視覚的な表現だけでなしに、そこでのいろんな主体になるのは当然人間なんですけど、それ以外の生物ですとか、も含めた形で生態的な観点をとらえて全体を景域というふうな言い方をしています。そういう学問領域というのは最近、ランドスケープエコロジ - とかいう言い方をしているんですけども、小さな領域でなしにもっとマクロな領域でとらえると。でまあその中の代表的なものと言われたら、そうですね、生態系の保全とかの観点から見れば、例えばよく似た言葉に小学校とか、幼稚園とかビオトープ作りみたいなのがありますよね、子供たちで小さな池を作って生物を観察するとか、そういうのも一つですね、小さく言えば。もっと大きな観点で言うと、流域内のエコトーンというような言い方をし、一つのランドスケープ、景観としての一つのまとまり部分というのをトーンと呼んでいるわけですけども、そういう観点のもう少し県とした場合は広い範囲をとらえますので、何かそんな観点があるのかなと、含められるものかなとお聞きしたんですけども。

(唐沢会長)

はい、市川委員さん。

(市川委員)

まとまったことはうまく言えるかどうか分らないんですけども、この景観育成に関するアンケートを見たときに、確かに景観というのをとらえるのと、それを一般の人に聞くのは難しいことなんだなあと思ったんですけども、景色と景観ということですよ、皆この信州のとおきの風景は素晴らしいと言っているんですけども、それを一つ形作る自分達の生活がどのようになっているかということにまずは住民とか市民の人が気付く

ことが、一番景観を形作っていくんだらうなというのが、皆さんの意見を聞きながらも思っていたんですけども、そうした自分の身近なところ、例えば自分の家を建てるときの壁の色とかですね、塀の造りとか、お店をやる際の看板、そういうのは本当住民の意識から積み重ねられると思うんで、それをどうやって育てていくというか、学習していくのかと、そういうことをやっていくのが、市町村の各担当部署であり、これからの移行のスキームを見ても、各市町村がやっていくようになるんですけども、こういう非常に地道な活動を市町村が特に先ほどもあったように、デザインとか建築とかの特に知識のない担当の方がどうやって形作っていくのか。それを県としてどのように、うまくスムーズにいくようにお考えなのかなと聞きたいなと思いました。

(唐沢会長)

はい。どうぞ。

(中澤企画幹)

先ほど滝澤委員さんからも同様のお話があった点も含めて、おととい会議をやった中でもですね、おそらく県の道路を担当している者、河川を担当している者、それから許認可を担当している者も色彩についてといっても、ちょっとまだピンときていないなという感じではありました。そういう中で特に公共事業をやっていくと、これ景観形成の先導的な事業ですので、まず市内から進めていかなくちゃいけないと思いますし、それから様々な景観の届出指導をしていく部分でもですね、専門的な知識を得るような研修を積み重ねていかなければいけないと思いますが、ちょっとまだ具体的な方針はないんですが。もう一点委員さんから多く出されたご意見ですが、確かにこの景観法というのは何かこのアンケートにあるとおきのものではなくてですね、今非常にキーワードとなっているのは、普通の街の景観をどうしていくのかということが、今回の景観法でも大きなテーマだと思いますので、やっぱり遊びに行っていていい景観じゃなくて住んでいていい景観、こういう視点を大事にしていきたいと思っております。

(唐沢会長)

はい。はいどうぞ。

(久米委員)

最後に、ちょっと今のお話で、分らなかったんでお聞きできればと思ったんですけども、市川委員さんが、専門家の派遣とか、職員の知識をどうされるんですかどうお考えなんでしょうか、といってお聞きしたときに、先ほどから気になっていた景観整備機構っていう項目がありますよね。景観の専門家による情報提供、住民合意に向けたコーディネート、景観重要建造物の買取や整備の推進と、この景観整備機構というところが、専門家を依頼されたときに派遣したりとか、景観整備機構の業務という中にそういう項目が入っていたので、今市川委員さんが言われたようなときには、この機構さんから派遣の依頼を出したりというようなこともありますよね。

(中澤企画幹)

おっしゃるとおりだと思います。この整備機構はですね、民法上の公益団体もなれますし、NPO 法人もなれます。したがって、まだ私共いろいろお話しはしてないんですが、長野県下で建築士で活躍されている方々がこの整備機構になっていただくことも、あつてご指導いただくことももちろん想定された法律だと思っております。

(久米委員)

県が、この整備機構の方は。

(中澤企画幹)

まだ具体的な点は考えていないんですが。景観行政団体の長が認定ですから、県が認定することになっていまして、今後、県だけで行政だけでやるということはもちろんできませんので、いかにご見識をお持ちの団体と協調していくことが大事ななと思っています。

(久米委員)

続けて質問していいでしょうか。規制緩和による支援と、次のページに税制緩和による支援とあるんですけども、これも景観上重要な地域ですとかエリアの中で、行為の規制の仕組みにあるような中から、規制緩和の要望が出たりしたときは、そういうときは県がこういう支援をするんですか。15ページに行為規制と支援の仕組みとありますが、その後33ページと34ページに規制緩和による支援というのと税制による支援という項目があるんですけども。こちらの内容についても、規制がかかっている地域でも住民の方が要望されたときは、こういう特別措置みたいなものが考えられるということですか。

(中澤企画幹)

33番、景観重要建造物についてですね、これを保存していく場合に、通常でしたら改修する場合に斜線制限ですとか、建ぺい率の制限とあるんですが、こういうものを保全していくには、外観をきちっと残さなければいけないので、制限が緩和されます、ということ。建築基準法の緩和措置です。

(久米委員)

これは説明用のページなんですね。景観法で何かということではないんですね。

(中澤企画幹)

これも景観法の改正に合わせて建築基準法が改正になっていますので、今後景観重要建造物については外観保全上緩和できると、景観法に合わせて変えたわけですね。景観法が生かせるように。今回は、景観法ができたのと同時に関連法といしまして、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法などセットで動けるように、緩和されたものもございます。

(唐沢会長)

はい。はいどうぞ。

(小坂委員)

ご案内のように京都の議定書がいよいよ実施段階に入りましたですね。そこで、この景観法の運用の指針でも環境省が入っているわけですね。非常にこれ景観の問題と合わせて重要な問題であろうと思うんです。そこで、環境の問題のとらえ方を、この中で私共屋外

広告物の関係でいいますと、素材の関係が非常に重要になってきますね。そういうことをこれからこの中でどういうふうに生かしていくか、建築もそうだと思いますね。ダイオキシンを出すような素材が、果たしてこれからいいのかどうかってこともありまして、素材の研究、検討も自身でもしているんですけども、そういうものまで是非考えて、中におりこまれる範囲でどういうふうにするのか。

この間長野市でもそういう重要建造物の中のいろいろの広告物については、できるだけ木を使っていこうという国土交通省のご意見もありましてね、そんなこともちょっと頭の中に入れておいていただいて、いろいろこれから進められる中に生かされたらお願いしたいと思います。

最後に屋外広告物の今回の関係も、この景観法の中でいろいろ取り入れられてあります。それで違法の関係、除去の関係、これが一つありますし、また業者の登録制を導入していくそういう中身もございます。どうか、要望でございますから、お答えは結構ですけどもこれも一緒にお進めいただければありがたい、と要望だけ申し上げておきます。よろしくをお願いします。

(中澤企画幹)

一点、関係法なんですけど、これ法律上ですね委員さんおっしゃった環境基本計画、公害防止計画との整合性もしっかり図っていくようにと、なっておりますので景観計画は様々な上位法がございますので、それとの関係はみていかなければいけないというふうに承っています。

(唐沢会長)

はい、だいたい予定を致しました時間がまいりましたので、ご意見もあろうかと思いますが、以上で終わりたいと思いますが。その他の関係で事務局から何かございますか。

(中澤企画幹)

ございません。

(唐沢会長)

はい、そうですね。ないようでございます。それでは、今日、ご提言ご意見として出ましたことは、十分県の方でご検討頂いて、いわゆる計画、施策の指針等に参考にさせていただきたいと思います。次回はできるだけ具体的な内容の中で議論を進めていきたいと思っているわけです。

委員の皆様には、たいへんご協力をたまわりありがとうございました。以上で私の方の務めを終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

4 閉会

(甲田企画幹)

ありがとうございました。では、閉会に当たりまして植松建築管理課長からお礼のごあいさつを申し上げます。

(植松建築管理課長)

部長まいりますということで冒頭申し上げたんですが、先ほど休憩時間の時に、まだ本会議が終わっていないという状況でありまして、部長出席できなくて大変失礼をいたしました。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席頂いてまた貴重なご意見等々を頂いたわけですが、景観法に基づきます景観計画あるいは委任条例、先ほど途中でも話題になりましたんですが、次回には素々案といたしますか、素案といたしますかお出しをして、叩き台的なものになろうと思っておりますけれども、ご審議を頂ければと思っております。また、今後ともそんな面でご指導賜りますよう、お願い申し上げましてお礼のあいさつとさせて頂きます。今日はどうもありがとうございました。

(甲田企画幹)

以上を持ちまして本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(終了 午後3時40分)

議事録署名委員
